

し尿券不正流通で 市長ら15人減給や戒告処分

議会は百条委員会設置せず

25回定例会は12月8日から19日までの会期で開かれ、38議案と請願1件、発議2件を可決し、し尿券問題に関する議員発議を否決しました。

市長開会あいさつ (し尿券問題・骨子)

多くの市民の行政に対する信頼を失う結果となつていているこの問題は、合併前に端を発してはいますが、合併後においても不適切な事務処理を確認しており責任を痛感しています。

平成18年6月問題発覚後、タバコ店や収集業者、また関係者への聞き取りや回収し尿券の確認などを、市役所内部の「し尿券調査委員会」を設置し、また宍粟警察とも連携を取りながら実施してまいりました。議会の方でも調査され、その結果、タバコ店へのし尿券販売金の約94万円が歳入されてないこと、委託業者による汲取り料水増し不正等が明らかになり、委託業者に対しては契約解除という処分をしましたが、未歳入問題については現時点で原因を特定するには至っておりません。

今後は警察及び顧問弁護士と協議を行いながら告発状の正式受理に向けた努力を行いながら、私自身の責任を明確にするとともに関係職員の処分を行い、市民の行政に対する信頼の回復に向けて職員一丸となつて取り組んでいく所存です。

し尿券調査委員会 最終報告・要旨

販売枚数を異常に上回るし尿券の確認・その差約8万枚タバコ店に提出を依頼した領収書と歳入関係帳簿が符号せず収入不足であることを確認
・その額約94万円
委託業者による汲取り料水増し請求の確認・確認件数25件
事務処理上の問題点
・し尿券受払簿等管理台帳の不整備、関係書類の廃棄及び所在不明
・汲取り代金の現金收受の常態化
・し尿券、刻印、現金等の不適切管理

市長等の処分

- ・市長 減給10分の3 2カ月
- ・副市長 減給10分1 1カ月
- ・収入役 減給10分の2 1カ月
- (職員)
- ・減給 4名
- ・戒告 2名 10分の1 1カ月
- ・訓告 6名

発議百条委員会 提案理由説明

(岩路 昭美)

し尿券の不適正な管理については、問題発覚以来、民生生活常任委員会等の質疑・審査などを通じて説明の道が議論されてきたが、関係者の出頭陳述の制限などもあり、警察機能に委ねるといふ結論に至つた。

議会の監視機能を発揮するために地方自治法は第百条において、市当局の持ち得ない権限を定め、市民の不信の念を払拭し、議会議員が結束してその権限を発揮し、責任を全うすることが議会並びに議員の責任であり義務である。

* 百条委員会とは

地方議会は当該団体の事務について調査する権限を持っており、この権限は地方自治法100条に規定されていることから一般に百条調査権と呼ばれています。議会の通常の検査権については地方自治法98条に規定されていますが、この百条調査権は
・当該団体以外の第三者も対象とする
・罰則による強制権をもって出頭、証言を求めるといふ点でより実行力があります。
この出頭請求に対し、正当な理由がなく出頭しなかったり、証言を拒む場合は6カ月以下の禁固又は2万円以下の罰金に処せられることになります。